



# 「外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関する ガイドラインの解説案」への意見

2022年12月2日

総務省プラットフォームサービスに関する研究会  
プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG(第21回)

一般社団法人MyDataJapan  
常務理事 伊藤 直之

# 通知または容易に知り得る状態に置くべき事項の記載方法

## 送信先の利用目的

外部送信規律に係る 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案 P.6-8, P.12

“ また、例えば、通知等すべき事項が記載された送信先のウェブページへのリンクを示す場合や、既にプライバシーポリシーに通知等すべき事項が記載されているときに当該プライバシーポリシーへのリンクを示す場合は、当該リンクを単に表示するだけでなく、リンク先で表示される通知等すべき事項の概略を併せて示すことが望ましい。 ”

“通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項”

- (1)日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
- (2)操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
- (3)(1)及び(2)のほか、利用者が通知等すべき事項について容易に確認できるようにすること。

意見



送信先のプライバシーポリシーへのリンクで代替する場合は、送信先のプライバシーポリシーが”通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項”を満たす場合のみに限るべきである。

## 送信元の利用目的

外部送信規律に係る 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案 P.7

“ 記載例1) 当社のウェブサイトでは、サイト内の広告配信の最適化を図るため、利用者向けに広告をカスタマイズするためのタグを利用して、利用者が閲覧したURLをA社に送信しています。 ”

意見



「広告を最適化するため」など大まかな利用目的ではなく、具体的に説明をすべきである。 ※例 P.4

# 通知または容易に知り得る状態に置くべき事項の記載方法

## 送信される情報の内容

意見



送信される情報によって何が行われるかについても、記載すべきである。 ※例 P.4  
また、その処理によって想定される個人へのリスクも明示することが望ましい。

理由

送信される情報によって利用目的が異なる場合があり、また、それがどのように利用されるのか理解できず、どのようなリスクがありうるかを個人は想定することができないため、リテラシーが高くない利用者であっても利用目的がわかるような書き方をすべきである。

## 送信先の氏名または名称

外部送信規律に係る 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案 P.11

“

(2)(1)の利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称(第●条第5項第2号関係)  
上記(1)の情報の送信先として、当該情報を取り扱う者の氏名又は名称を記載することが必要である。  
なお、例えば、当該者の氏名又は名称よりもサービス名の方が認知されやすい、といった場合は、サービス名等も併記することが望ましい。

”

意見



会社名とサービス名を併記すべきである。

# 記載方法例

## 送信元の利用目的

### リマーケティング広告

あなたが当社のウェブサイトを訪れたことを記録し、当社の広告を、当社以外のウェブサイトやアプリ上であなたに対して広告を表示するために以下の広告サービスに情報を送信しています。

## 送信先の氏名または名称

Google広告 >

Facebook広告 >

The Trade Desk >

## 送信元オプトアウト

チェックを外すことにより当社ウェブサイトから当該広告サービスへの情報送信が停止されます。

## 送信先の氏名または名称

### The Trade Desk について

運営会社: The Trade Desk, Inc.

## 送信先の利用目的

The Trade Deskは広告主や広告配信先のウェブサイトやアプリから情報を横断して収集・統合し、閲覧者の行動や性別などの属性を分析することで、閲覧者の興味関心や広告主のターゲットに合わせた広告の配信や広告効果の測定を行います。

The Trade Deskのプライバシーポリシー(英語)  
<https://www.thetradedesk.com/privacy>

## 送信先での利用のオプトアウト

※通知等を行うことが望ましい事項

### 送信先でのオプトアウトについて

The Trade Deskによる収集された情報の分析や、分析に基づいた広告の配信を停止したい場合は、以下のリンクよりお手続きください。  
※広告の表示自体を停止するものではありません。

オプトアウト:<https://www.adsrvr.org/>  
(英語サイトになっています、「YOU CAN OPT-OUT」から始まる青色のボタンをクリックすることにより、停止が行われます。)

## 送信される情報の内容

### 当社からThe Trade Desk に送信している情報

- 当社がお客様より取得した性別情報
- クッキーなどデバイスに記録されている広告識別子
- IPアドレス(位置情報や回線種別の推定に用いられます)
- 閲覧したサイトのURL
- 閲覧したサイトのタイトル
- 当社訪問の直前に閲覧したサイトのURL
- 閲覧日時(滞在時間などの算出に用いられません。)
- ウェブブラウザやデバイスの種類、バージョン
- デバイスの画面サイズ

# 容易に知り得る状態について

意見



外部送信が行われていることを認識している生活者の割合が低い(利用者の約3割※)ことを鑑みると、情報送信指令通信が行われているページのフッターにリンクがあるだけでは、「容易に知り得る状態」とは言えないのではないか。

※参照:野村総研「プライバシーポリシー等のベストプラクティス及び通知同意取得方法に関するユーザー調査結果 P.78」

外部送信規律に係る 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案 P.10

“ 情報送信指令通信を行うウェブページやそこから容易に到達できるウェブページにおいて、通知等すべき事項を表示することとしているが、それ以外に、ウェブサイトのトップページに表示すること等も考えられる。 ”

主張

-  少なくとも、当該ページおよびトップページにも「通知等を行うべき事項」が記載されたページへのリンクを表示すべき。
-  通知と同様、ポップアップ等の能動的な手法で行うことが望ましい。
-  第三者がその内容の適切性・正当性を検証・評価できるようにするため、Privacy Notice は公開することに意味があり、中央レポジトリを作り、そこにコピーを置くことも検討すべき。

「ISO/IEC 29184 Online privacy notice and consent」および「JISX9252 オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意(案)」

“ 5.2.6 Appropriate locations(適切な表示場所)

Thus, where applicable and feasible, the organization should consider using a publicly accessible common repository where stakeholders can easily find and access the relevant notices. ”

(したがって、適用可能な場合及び実現可能な場合には、組織は、利害関係者が関連する通知を容易に見つけてアクセスできる、公衆がアクセシブルな共通リポジトリの使用を検討することが望ましい。)

# 通知について

意見



ユーザビリティ上、「通知等を行うべき事項」が記載されたページへのリンクを通知することが望ましい。

「通知」を閉じた後にも、“容易に知り得る状態”にあることを求めるべきである。例えば、画面上に通知内容に関するマークがフローティングで残る等の対応が望ましい。

画面上に  
マークを配置



 本ウェブサイトでは、広告の配信やアクセスを解析するために、サイト閲覧者の情報を外部に送信しています。 ×  
[詳細を確認する](#)

既に同様の対応をされている事業者もいるが、各社バラバラの仕様。

例えば、「JIAAのインフォメーションアイコン」などをこの通知の共通アイコンとして推奨することで、一般の利用者の認知を広げることができるのではないか。

# 同意について

外部送信規律に係る 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案 P.18

“ 当該同意の取得は、適切な確認の機会の付与といえるものでなければならぬため、同意取得にあたっては、次のとおり、利用者に適切な通知等を行い、かつ適切な方法により同意を取得することが望ましい。 ”

●-4-2-2 望ましい同意取得の方法

当該対象役務を利用したことをもって同意したとみなす方法や、同意するためのチェックボックス等にあらかじめチェックを付しておく方法(デフォルト・オン)等、利用者が能動的に同意を行ったとはいえないような方法は避けるべきである。

意見



同意取得にあたっては、利用者に適切な通知等を行い、かつ適切な方法により同意を取得しなければならない、とすべきである。

主張



同意を取得する際にも「通知等を行うべき事項」を通知すべきである。 ※参照P.2-3



「拒否」も「同意」と同様に行えるようにすべきである。



「拒否」した場合に何が起きるか(サービスレベルが変わるのか等)も明示すべきである。

本ウェブサイトでは、広告の配信やアクセスを解析するために、  
サイト利用者の情報を外部に送信します。詳細を確認し、同意い  
ただける場合は、「同意する」ボタンを押してください。 ×

同意する

本ウェブサイトでは、広告の配信やアクセスを解析するために、  
サイト利用者の情報を外部に送信します。詳細を確認し、同意い  
ただける場合は、「同意する」ボタンを押してください。 ×

同意する

拒否する

詳細を設定する

✗ これでは有効な同意とは言えない

○ 一括の同意、拒否以外に、個別に設定できるようにすべき

※ダークパターンのうち、Misdirection(誘導)にならないデザインとするべき

# 真に必要な情報について

外部送信規律に係る 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案 P.15-16

“ ”

<真に必要な情報への該当性>

	真に必要な情報への該当性
広告	×
アクセス解析	×
マーケティング	×
ゲームでの対戦情報（パンチ等）	○
利用者の嗜好（ユーザーインターフェースをパーソナライズするためのもの）	○
ビデオ・楽曲のストリーミング	○
第三者が提供するストリーミング	×
ソーシャルメディアプラグイン	×
ユーザー認証	○

意見



他者が利用者の意思に関係なく嗜好を分析等することについては真に必要なとは言えない。

利用者自身で能動的にユーザーインターフェースをカスタマイズした情報にすべきである。

意見



自社のサーバーによってストリーミングされているものであって、下段に表示されているとおり、第三者のビデオストリーミングサービスは(第三者のビデオストリームに対して何らかのアクションを行うようなサービス等でない限り)対象とならない。



**MyData**

Japan